マーシャル諸島共和国	平成十四年四月二十四日
パラオ共和国	平成十四年六月十一日
ミクロネシア連邦	平成十四年七月二十二日
レソト王国	平成十五年十一月二十五日
トンガ王国	平成十六年六月三日
シンガポール共和国	平成二十四年六月十九日

平成十四年七月二十四日	
平成十四年九月十一日	
平成十四年十月二十二日	
平成十六年二月二十五日	
平成十六年九月三日	
平成二十四年九月十九日	

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合教育科学文化機関事務局長に通告した。

クロアチア共和国	平成四年七月六日
ジョージア	平成四年十一月四日
ウズベキスタン共和国	平成五年一月十三日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成五年七月十二日
セルビア共和国	平成十三年九月十一日
モンテネグロ	平成十九年四月二十六日

平成二十八年三月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十六号

一　昭和三十三年十二月三日にパリで採択された「国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成八年十一月二十五日外務省告示第五百六十九号及び五百七十号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
サウジアラビア王国	平成十五年一月二十八日	平成十六年一月二十八日

二　セントビンセント及びグレナディーン諸島政府及びジョージア政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、昭和六十年一月二十二日及び平成四年十一月四日に国際連合教育科学文化機関事務局長に通告した。

平成二十八年三月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第八十七号

一　昭和三十三年十二月三日にパリで採択された「出版物の国際交換に関する条約」の締約国につき、平成二十八年三月一日現在で、次のとおり追加があった（平成八年十一月二十五日外務省告示第五百六十九号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
サウジアラビア王国	平成十五年一月二十八日	平成十六年一月二十八日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合教育科学文化機関事務局長に通告した。

セントビンセント及びグレナディーン諸島	昭和六十年一月二十二日
ジョージア	平成四年十一月四日
スロバキア共和国	平成五年三月三十一日

平成二十八年三月三十日　外務大臣　岸田　文雄

○国税庁告示第四号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十七年一月国税庁告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の第五号トに掲げる書類及び同号チに掲げる書類のうち、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十八条の三第一号に規定する内部取引に係るものについては、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日　国税庁長官　中原　広

第五号ト中「写し」の下に「及びトに掲げる書類のうちイからニまでに掲げる書類に相当する書類の写し」を加え、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　所得税法施行規則第六十八条の三第一号又は法人税法施行規則第六十二条の三第一号に規定する内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載したイからヘまでに掲げる書類に相当する書類

○国税庁告示第五号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第六項の規定に基づき、同条第五項の表の第一号の上欄に規定する国税庁長官が定める書類（平成十年六月国税庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日　国税庁長官　中原　広

第三号ト中「写し」の下に「及びトに掲げる書類のうちイからニまでに掲げる書類に相当する書類の写し」を加え、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト　規則第六十八条の三第一号に規定する内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載したイからヘまでに掲げる書類に相当する書類

○農林水産省告示第八百八十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十五条第二項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、種馬鈴しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年三月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

第三条第一号中「及びジヤガイモシストセンチユウ」を「、ジヤガイモシストセンチユウ及びジヤガイモシロシストセンチユウ」に改める。

○国税庁告示第六号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十九条第三項（同令第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の表の第一号の規定に基づき、法人税法施行規則第八条の三の十第三項の表の第一号の上欄及び第五十九条第三項の表の第一号の上欄に掲げる書類を定める件（平成十年六月国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十日　国税庁長官　中原　広

第一号中「第二号」を「次号」に改め、第七号中「写し」の下に「及び前号に掲げる書類のうち第一号から第四号までに掲げる書類に相当する書類の写し」を加え、同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　規則第六十二条の三第一号に規定する内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した前各号に掲げる書類に相当する書類

○農林水産省告示第八百八十一号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）第一条第三項第七号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める農薬を次のように定める。

平成二十八年三月三十日　農林水産大臣　森山　**裕**

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第一条第三項第七号の農林水産大臣が定める農薬は、有機農産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百五号）別表二に掲げる農薬（有効成分が化学的に合成されていないものに限る。）とする。